

市第 116 号議案

福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者
の指定

次のように福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者を指定する。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
福祉保健研修交流センターウィリング横浜	中区桜木町 1 丁目 1 番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 佐々木 寛 志	平成25年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

提 案 理 由

福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）